

第25回審議会(H28.1.20)における委員のご意見について

○規格基準等の見直しに関すること

	委員の主な意見	市の対応等
1	<p>【都市景観形成地区について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成地区について、それぞれの地区がどういうまちづくりをしていくのかが分かるように明記してほしい。 	<p>〈周知資料等に反映〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後作成する市民等への周知資料において、都市景観形成地区の各地区がどういうまちづくりをしていくのかが分かるようにお示しさせていただきます。 ・例として、屋外広告物関係法令等参考資料⑪福岡市景観計画 P6 に示す都市景観形成地区の概要等を掲載します。また、屋外広告物の景観形成基準等も一体的にお示しすることとします。
2	<p>【福岡高速道路等における規制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡高速道路等沿道の自家用広告物については、掲出してもよいが、許可制とすべきでは。 	<p>〈告示に位置づけ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡高速道路等沿道(道路縁より両側 50m以内かつ路面より上の範囲)では、屋外広告物の掲出は、原則掲出禁止とし、許可を受けた自家用広告物に限り設置できる旨を施行規則及び条例に基づく規格基準の告示で規定します。 <p>⇒参考資料1 P2 の福岡高速道路等における 広告物の設置制限参照</p>

○運用に関すること

	委員の主な意見	市の検討案
1	<p>【無許可広告物のこれまでの取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無許可広告物の是正について、これまでどのような体制でどのような是正指導をしたのか示してほしい。 	<p>〈参考資料追加〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無許可広告物に対するこれまでの是正の取組み状況については、別紙資料を参照ください。 <p>⇒参考資料3 参照</p>
2	<p>【違反広告物是正の今後の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名公表時の意見陳述は期限を設定することを検討してほしい。 ・速やかな改善をするための具体策を出してほしい。 	<p>〈審議事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反広告物に対する是正の取組み(案)について、第26回審議会でご審議いただきます。 <p>⇒資料1 参照</p>